

平成十九年十二月十八日受領
答弁第三〇六号

内閣衆質一六八第三〇六号

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員岡本充功君提出牛の肉質で月齢を判別する方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡本充功君提出牛の肉質で月齢を判別する方法に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の点については、平成十七年五月に米国農務省より提出された追加情報に関する「牛の月齢判別に関する検討会」の検証結果の報告において、「米側最終報告書の表1の中から「腰椎、仙椎及び肉の色調」に評価決定のためのポイントを絞り、明確化したものであり、内容的にも妥当なものと考えられる。」とされたと承知している。

また、平成十七年十二月の米国産牛肉輸入再開後に実施した、厚生労働省及び農林水産省による現地査察において、米国農務省の格付官が、A四〇の評価決定ポイントを示した写真を使用すること等により格付けを行っていることを確認したところである。

二について

「牛の月齢判別に関する検討会」報告書においては、A四〇を二十一か月齢以上の牛由来の枝肉を排除するための基準として採用する場合の留意事項として、「A四〇の有効性を確認するため、追加的検証又は実施後のフォローアップが必要」とされたところである。当該事項は採用に当たったの留意すべき事項

であり、追加的検証又は実施後のフォローアップに関する報告書が提出されていないことをもって、直ちにA四〇を二十一か月齢以上の牛由来の枝肉を排除するための基準として採用できないということにはならないと考えている。現時点において、米国政府から実施後のフォローアップに関する報告書の提出はなされていないが、当該事項に留意し、農林水産省から、当該報告書を早急に提出するよう米国政府に強く働きかけているところであり、現在、米国政府において、収集されたデータの分析中であると承知している。

三について

米国政府から、実施後のフォローアップに関する報告書が提出された場合には、牛の月齢判別に関する検討会の各委員に検証していただきたいと考えている。